

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	JR 北海道・四国に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR 北海道及び JR 四国の資本準備金（法人事業税に係る資本割の課税標準）</p> <p>・特例措置の内容 資本準備金に係る会社法の特例を適用した金額（国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金及び令和3年度以降、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構から JR 北海道等に対する増資に伴う資本準備金）を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。</p>		
関係条文	地方税法附則第9条第1項		
減収見込額	[初年度] ー (▲1,254)	[平年度] ー (▲1,254)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 JR 北海道及び JR 四国の資本準備金の特殊性や両社への支援効果の最大化を勘案した適正な課税措置により、国鉄から承継した旅客鉄道事業及びこれに附随する事業を経営するとともに、国鉄改革の趣旨に則り経営自立に向けた取組を進めることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和62年4月の国鉄改革により発足した JR 会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかった JR 北海道及び JR 四国においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分（通常の法人においては債務に相当する部分）について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大なものとなっている。 外形標準課税である法人事業税の資本割は、外形的に把握できる法人の事業活動の規模に対して課税するものとして導入されている。しかしながら、JR 北海道及び JR 四国の資本準備金は、本来的にはその性格を有せず、他の課税法人と大きく異なり、事業規模を適切に示すものではないことから、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除し、適正な課税を行うことが必要不可欠である。</p> <p>また、JR 北海道及び JR 四国は、沿線人口の減少に伴う輸送密度の低下、低金利の継続、物価等の上昇、安全対策に伴う修繕費・減価償却費の増加といった社会経済情勢の変化等により厳しい経営環境に置かれている。この状況に対し、国においては、JR 北海道及び JR 四国の経営の安定化及び設備投資等への支援を行ってきたものであるが、債務等処理法が改正された令和3年度以降にあつては（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構から両社に対して設備投資のための出資等による支援を行っているところ。設備投資による省力化・省人化などの支援効果を最大限発現させるためには、引き続き資本割の課税標準から控除することは必要不可欠である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として行われたものである。</p> <p>国鉄改革のための基本的方針について（昭和60年10月11日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客鉄道株式会社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。</li> </ul>
	政策の達成目標	JR北海道・四国の資本準備金の特殊性や両社への支援効果の最大化を勘案した適正な課税措置により、国鉄から承継した旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営するとともに、国鉄改革の趣旨に則り経営自立に向けた取組を進めることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間延長（令和6年度～令和10年度）
	同上の期間中の達成目標	JR北海道・四国の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道・四国が経営自立に向けて安定した経営を継続する。
政策目標の達成状況	JR北海道・四国においては、それぞれの経営自立に向けた取組を進めているが、沿線の人口減少やモータリゼーションの進展等による利用者の大幅な減少等に加え、コロナ禍や燃料費高騰による影響も受けていることから、引き続き厳しい経営環境にある。	
有効性	要望の措置の適用見込み	2鉄道事業者（JR北海道及びJR四国）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	JR北海道及びJR四国の資本準備金の特殊性を勘案して、資本割の課税標準から本来的にはその性格を有しない国鉄長期債務見合いの相当額及びJR北海道等の経営自立のための出資等に伴う資本準備金等を控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR北海道・JR四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）</li> <li>・JR北海道・JR四国およびJR貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）</li> <li>・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地の課税標準の特例措置（不動産取得税）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和2年度末に成立した改正日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等により、JR北海道、JR四国及びJR貨物について、それぞれの経営自立に向けた取組を進めるため、厳しい経営環境を踏まえつつ必要な支援を（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定等から実施。</p> <p>&lt;現在の支援の概要&gt;</p> <p>①経営安定基金の下支え（運用益の安定的な確保）</p> <p>②各社の中期経営計画期間内における支援の実施（総額：2,465億円）</p> <p>JR北海道（～令和5年度）：1,302億円</p> <p>※上記とは別に地域と協力して行う「黄線区」への支援も実施</p> <p>JR四国（～令和7年度）：1,025億円</p> <p>JR貨物（～令和5年度）：138億円</p> <p>③支援手法</p> <p>経営安定基金の下支え、助成金、青函トンネル・本四連絡橋更新費用支援、出資、利子補給、DES、不要土地引取り</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国においては、本特例措置と併せて（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定等からの支援により JR 北海道・四国の経営の安定化及び設備投資等への支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	JR 北海道及び JR 四国の資本準備金の特殊性を勘案して、資本割の課税標準から本来的にはその性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備の相当額金及び JR 北海道等の経営自立のための出資等に伴う資本準備金についてを控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		令和元年度の減税額 : 820 百万円 令和2年度の減税額 : 820 百万円 令和3年度の減税額 : 1,216 百万円 令和4年度の減税額 : 1,254 百万円 令和5年度の減税額 : 1,254 百万円（見込）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		課税標準（資本金等の額） 195,206,116 千円（令和3年度）
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		JR 北海道及び JR 四国の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる。
前回要望時の達成目標		JR 北海道及び JR 四国の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの相当額について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除する。 また、JR 北海道等の経営自立のための出資等に伴う資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		JR 北海道及び JR 四国の資本準備金は、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、この特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの相当額について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 また、JR 北海道及び JR 四国については、累次の閣議決定に基づき完全民営化を目指しているが、未だ上場が可能となるような安定的利益を計上できる段階には至っていないため、JR 北海道等の経営自立のための出資等に伴う資本準備金についても、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。
これまでの要望経緯		平成16年度税制改正要望提出 創設 平成21年度税制改正要望提出 延長 平成26年度税制改正要望提出 延長 平成28年度税制改正要望提出 縮減 （JR九州の上場予定に伴い、期限までの経過措置を設けた上で適用除外） 平成31年度税制改正要望提出 延長 令和3年度税制改正要望提出 拡充 （令和3年度以降の支援に伴う資本準備金の増額分についても課税標準から控除）